

大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院 係長級職員（医事運営） 募集要項

2026年6月
公立大学法人大阪
阿倍野キャンパス事務局人事課

2027年春に開院予定の大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院の立ち上げから関わり、今後の発展と運営体制の強化を支える新たな仲間を募集します。医療のみに留まらず、目まぐるしく変化する社会情勢を読み取り、より戦略的かつ効率的な病院運営に取り組んでまいります。

採用にあたっては、これまでの職務経歴やご経験に応じて、事務職員（係長級）として採用します。多様なバックグラウンドや培ってこられた知見を活かし、主体性と協働意識を持って、病院運営に参画していただける方のご応募をお待ちしております。

- ◆応募締切 2026年6月24日（水）まで
- ◆書類選考
- ◆二次選考 2026年7月7日（火）もしくは8日（水）に実施予定
- ◆最終選考 2026年7月16日（木）に実施予定

1. 採用予定日

2026年9月1日

※合格者の都合により2026年9月1日からの勤務が難しい場合は、個別に相談に応じますが、
入職時期は2026年10月1日までを想定しています。

2. 採用予定人数

若干名

3. 業務内容

【医事運営業務】

2027年春に開院予定の「健康長寿医科学センター病院」の立ち上げに関する部門において、医事運営体制整備等（施設基準・各種届出、レセプト作成・請求体制検討、返戻査定対策、医業収支分析予測等）の業務を担っていただきます。なお当該の病院は、住吉市民病院跡地に新たに開院される予定の病院です。詳細については、以下の公式HPをご確認ください。

▶公式HP：[大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院 特設サイト](#) | [大阪公立大学](#)

4. 受験資格

次の要件に全てあてはまる者のみ応募資格を有します。

(1) 一般病院において、出来高算定を中心とした医事業務（診療報酬請求等）や医事運営管理等の実務経験を3年以上有する人

(2) 管理職としての経験※を3年以上有する人

※管理職としての経験とは、職名の如何に関わらず実際に部下を持ち、指導・監督した経験をいいます。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の
人その他その執行を受けることがなくなるまでの人

(2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※日本国籍を有しない人も申込みできます。

ただし、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

〔例えばこのような方を歓迎します〕

- 特定の課題に対して、自主的に解決策を提案・実行した経験や実績のある方
- チームをまとめ、目標を達成するリーダーシップを発揮した経験がある方
- 異なる立場の人々と協力して、何かを成し遂げた経験のある方
- 病院経営や病院運営に関する知識を深め、学び続ける意欲のある方
- 新しい物事に対しても抵抗なく取り組める方
- 所管業務にとどまらず、限られた人員体制の中でも業務の効率化・改善を実現してきた実績を有する方

5. 選考方法等

(1) 選考方法

応募締切 2026年6月24日（水）まで

一次選考 書類選考（応募内容をもとに選考します。）

二次選考 筆記試験※、一次面接試験「個別面接」：2026年7月7日（火）もしくは8日（水）（予定）

最終選考 適性テスト（Web形式）※、最終面接試験「個別面接」：2026年7月16日（木）（予定）

合格発表 2026年7月下旬（予定）

※筆記試験では、例えば、新病院の開院にあたり、これまでの経験から得られたことを踏まえた考えを問うテーマについて、800字程度で論述していただく予定です。

※適性テスト（Web形式）は二次選考合格者を対象に実施します。

(2) 選考会場

大阪公立大学医学部附属病院及び大学関連施設（大阪市阿倍野区旭町 1-5-7）（予定）

6. 合格者の決定

(1) 書類選考

2026年6月30日（火）までに申込者全員に結果を発送します。

(2) 二次選考・最終選考

全員に個別に通知します。

7. 申込方法

次の手順に従ってお申し込みください。

(1) 応募方法

提出書類（2）①～②を以下 QR コードもしくは URL から応募フォームにアクセスのうえ、必要事項をご登録ください。（※郵送での提出は受け付けておりません。）

【応募フォーム】



URL：<https://redcap.med.omu.ac.jp/redcap/surveys/>

アクセスコード：7A9XT9PCL

(2) 提出書類

① 採用申込書（所定の書式）

② 職務経歴書（任意様式（A4サイズ、縦置き・横書き））

どのような業務を行っていたかについては可能な限り、詳細に（実績などもあれば併せて）記載してください。

※採用申込書の所定様式は、当院ホームページよりダウンロードのうえ作成してください。

※当院ホームページ：<https://www.hosp.omu.ac.jp/recruit/jimu/jimu.html>

(3) 受付期間

2026年6月24日（水）まで

8. 問い合わせ先

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局人事課 事務職員採用担当

電話 06-6645-2721(直通)

メール gr-a-jinji-saiyo1@omu.ac.jp

9. 勤務条件

下記条件等は、2026年6月1日時点の公立大学法人大阪が定める教職員就業規則等に基づくものであり、今後諸事情により変更される場合があります。

(1) 勤務時間等

午前8時45分～午後5時15分（正午から午後0時45分まで休憩）を基準とします。
ただし、所定勤務時間外に勤務を命ずることがあります。（月平均20時間程度）

(2) 休日休暇等

土日祝、年末年始、年次有給休暇（年20日※採用月により付与日数は異なる。）、夏季休暇（5日）に加え、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、子の看護休暇、生理休暇等）、病欠休暇、育児・介護休業制度などがあります。

(3) 給与

初任給（職務経歴その他に応じて一定の基準により決定）

支給例（地域手当含む）

- ・大学卒業後、3年の勤務経験／月給284,820円（参考）
- ・大学卒業後、5年の勤務経験／月給295,310円（参考）

〔モデル年収例〕

※すべて時間外・扶養・住居・通勤手当等は除く

※モデル年収例はあくまで一例であり、実際の給与額は、経験や勤務実績、制度改定、賞与支給率の変更などにより変動する可能性があります。

年収610万円 / 33歳・係長 / (月給32.8万円+賞与年2回)

年収630万円 / 38歳・係長 / (月給34万円+賞与年2回)

年収770万円 / 42歳・課長代理 / (月給41.4万円+賞与年2回)

年収790万円 / 44歳・課長代理 / (月給42.3万円+賞与年2回)

年収1,030万円 / 50歳・課長 / (年俸制)

(4) 諸手当

通勤手当（上限150,000円/月）、住居手当（家賃負担額に応じて上限28,000円/月を支給。持ち家の場合は支給しません。）、時間外勤務手当、扶養手当、期末・勤勉手当（年2回支給）等それぞれの条件に応じて支給します。

(5) 昇給

年1回（1月1日）

(6) 福利厚生等

公立学校共済組合（健康保険、年金）、雇用保険、勤務時の災害補償等

(7) 勤務地

- ・大阪市阿倍野区（大阪公立大学阿倍野キャンパス）等
- ・大阪市住之江区（大阪公立大学医学部附属健康長寿医科学センター病院）※2027年度開院

※勤務地は、原則として上記いずれかとなりますが、法人の定める事業場の範囲で勤務地が変更となる可能性があります。

(8) 試用期間

6ヶ月

(9) 定年

本法人の職員の定年は満62歳です。ただし2023年度から段階的に引き上げ、2031年度退職から65歳定年となります。

(10) 退職金

6ヶ月以上勤務した職員が退職する時に、規程に基づき支給します。

(11) キャリアパス

医事運営系業務は、「特定業務」として設定し、専門性を高めることのできるキャリアパスの選択肢を設け、キャリアパスの充実化を図っています。

〔キャリアパスのイメージ〕



1 0 .個人情報の取扱い

採用選考において収集した個人情報は、採用選考の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」、「大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」に基づき適正に管理します。

- (1) 応募書類はこの選考にのみ使用します。但し、合格者の履歴書記載事項については、採用後の事務手続き等に使用することがあります。
- (2) 応募書類は、一定期間保存したのち責任を持って処分します。

1 1 .その他

合格後においても、次の場合には合格又は採用予定を取り消すことがあります。

- (1) 応募資格がないこと又は書類記載事項が正しくないことなどが明らかになった場合
- (2) 採用予定日からの就業が困難であることが明らかな場合又は就業が可能な状態であることが確認できないと判断した場合（就業が困難な状態が健康状態を理由とする場合、当院の産業医面談を受けて頂くことがあります）
- (3) 重大な非行その他の事情により、採用予定日に出勤することが不相当と認められた場合
- (4) その他職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合

以 上